

秋スポ少 - 21
令和4年5月27日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原 幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年4月27日付秋スポ少-15で、全県域での大会参加や練習試合等の対外交流を認めてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点や最近の国・県の政策・方針等を総合的に検討し、6月1日から、県外との交流や宿泊を伴った活動を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年6月1日から)」を作成しましたので、貴管下の各単位団関係者(保護者含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、夏場のマスクの取り扱いについては、熱中症予防の観点から各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応するよう御指導をお願いいたします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年6月1日から)」

(本件の問い合わせ先)

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋スポ少－21
令和4年5月27日

各競技団体長 様

公益財団法人秋田県スポーツ協会
秋田県スポーツ少年団
本部長 福原幸成
(公印省略)

「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」等について(通知)

各市町村スポーツ少年団には、令和4年4月27日付秋スポ少－15で、全県域での大会参加や練習試合等の対外交流を認めてきたところです。

現在も予断を許さない状況ではありますが、可能な限りの活動を実施することにより、団員の健やかな成長を保障する観点や最近の国・県の政策・方針等を総合的に検討し、6月1日から、県外との交流や宿泊を伴った活動を認めることにしました。

つきましては、新たに「スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」及び「スポーツ少年団活動における遵守事項(令和4年6月1日から)」を作成しましたので、貴管下の貴管下の各競技団体関係者(郡市組織等の下部組織含む)に周知するとともに、今後も警戒を怠ることなく、感染防止対策を講じてくださるようお願いします。

なお、夏場のマスクの取り扱いについては、熱中症予防の観点から各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応するよう御指導をお願いします。

別 添

- 1 「秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン(令和4年6月1日時点)」
- 2 別紙「スポーツ少年団活動の実施における遵守事項(令和4年6月1日から)」

(本件の問い合わせ先)

秋田県スポーツ少年団事務局
(秋田県スポーツ科学センター内)
担当：二階堂、七尾
TEL 018-866-3916
FAX 018-864-5752

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年6月1日時点)

1 基本方針

全てのスポーツ少年団活動において、考えられる最大限の新型コロナウイルス感染防止対策を講じるとともに、別紙「遵守事項(令和4年6月1日から)」に則った上で活動すること。

活動日数及び時間は、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」の内容を踏まえ、感染防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

2 基本的な留意事項

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底して避けること。
- こまめな手洗い(手指消毒)を励行すること。
- 体調のすぐれない団員はスポ少活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- 練習場所や更衣室、食事、集団での移動の際の三密を避けること。
- 屋内の活動では、こまめな換気を必ず行うこと。
- 夏場は熱中症対策を優先し、他者との距離が十分確保できる場合や会話をほとんど行わない場面では、マスクを外すこと。ただし、他者との距離が十分に確保できない場合や近い距離で会話を行う場面では、マスクを着用すること。

※マスク着脱の詳細については、各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応すること。

3 練習試合等の他団との交流について

実施については、その必要性や感染防止対策、相手チームの地域の感染状況を踏まえ、必要最小限の日程及び人数で計画し、保護者の同意を必ず得た上で判断すること。

4 大会参加について

参加について、保護者の同意を必ず得た上で、慎重に判断すること。特に、事前に予定・計画していなかった大会への参加については、より慎重に判断すること。

また、会場への移動、食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用等においても、団員・指導者等の感染防止策を徹底すること。

5 宿泊を伴う活動について

宿泊については、日程や移動距離、団員の健康面への配慮等、その必要性を踏まえ慎重に判断すること。

6 その他

- 地域の感染状況によっては、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。
- 県外との往来や県外チームとの交流を行った場合には、帰県後十分な健康観察期間を設けるとともに、必要に応じて抗原検査やPCR検査等を実施するなど、適切な対応をすること。
- 県外との交流及び宿泊を伴う活動については、感染防止策を徹底する必要があることから、市町村スポーツ少年団本部は、必要に応じて各単位団に対して指導・助言すること。
- スポーツ少年団を所管する市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。
- 各競技の統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドラインづくりや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することにしていて、その動向を常に注視するとともに、各競技がとるべき最新の感染防止対策を講じること。

別紙

スポーツ少年団活動の実施における遵守事項（令和4年6月1日から）

（活動全般）

- 団関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開についてはスポーツ少年団を所管する市町村教育委員会及びスポーツ振興主管課に相談した上で慎重に判断すること。
- 団員の学校内で休校・学年閉鎖・学級閉鎖等の措置が取られている場合は、教育委員会または学校の指示に従うこと。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する団員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとに分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。

（食事）

- 食事をする際は、単位団毎を原則とし、間隔を十分に確保するとともに、黙食を徹底すること。
- 練習後は、集団で飲食をしないよう、指導を徹底すること。

（移動、宿泊）

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用はもちろん、座席に余裕をもって、人数を割り当てるとともに、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- やむを得ず宿泊する場合は、感染防止対策を徹底しているホテルや旅館を選定すること。
また、その際、個室での宿泊が望ましいが、2人以上の相部屋とせざるを得ない場合は、部屋の広さに対する人数に、十分配慮すること。

（他団等との交流）

- 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係チームで速やかに情報共有するなど、自団や団員が所属する学校、相手チームへの感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

（県外団等との交流）

- 相手チームが所在する都道府県等のコロナ禍における活動の方針（制限等）を踏まえた上で計画すること。